

浦安市分譲集合住宅計画修繕調査費補助金 Q&A

《共通》

Q1. 補助対象者は？

A1. 人の居住の用に供する専有部分のある市内の管理組合又は管理組合法人。
※補助を受けた後は、計画修繕調査は10年間、長期修繕計画の作成は5年間は同じ補助を受けられません。

Q2. 補助額は？

A2. 委託に要した経費の1/3です。上限額は、計画修繕調査、長期修繕計画の作成それぞれについて80万円です。ただし、予算の範囲内となります。

Q3. 計画修繕調査と長期修繕計画作成の補助を同時に申請できるか？

A3. 同時に申請することができます。

Q4. 事前相談は必要？相談時期は？

A4. 予算の関係上補助金の交付を受ける前年度9月末までに、見積書を持参のうえ相談してください。相談がない場合は補助を受けられませんので、必ず相談してください。

Q5. 申請時期は？

A5. 補助を受ける年度の4月1日以降（開庁日に限る）、対象となる調査等の実施前に補助金の交付申請をしてください。また、交付申請を行う年度と同一年度の3月上旬までに補助金の実績報告書を提出することが必要です。

Q6. 調査等の契約は、交付決定通知書の受取前に行ってもよいか？

A6. 調査等の契約は、総会の決議後であれば、交付決定前でも構いません。ただし、交付決定前に調査等に着手することは認められません。

Q7. 交付決定通知書に記載の金額が補助されるのか？

A7. 交付申請書類をもとに算出した金額を記載していますので、その金額の交付をお約束するものではありません。調査等完了後に提出された実績報告書類の審査後、金額の確定をしますので、補助金額確定通知書で確認してください。

Q8. 調査等の実施が年度をまたいでよいのか？

A8. 調査等の実施が年度内で完了する場合のみ本補助金の利用が可能です。交付申請手続を行う年度と同年度の3月上旬までに補助金の実績報告書を提出することが必要です。

《計画修繕調査》

Q9. 計画修繕調査とは？

A9. 大規模修繕工事の計画的な実施を目的として、修繕の箇所・時期・工事方法・所要金額等に関して実施する建物及び設備に対する劣化診断調査です。

Q10. 外構・附属施設・駐車場は対象となるか？

A10. 「補助対象項目一覧」に掲げるものが対象となるため、外構・附属施設・駐車場は対象となりません。なお、建物本体の設備と一体になっている電気室などは電気設備に含まれるため対象となります。

Q11. 外構や附属施設とは？

A11. 外構は車路や歩道、側溝、排水溝、囲障（塀、フェンス）、サイン（案内板）、遊具、ベンチ等です。附属施設は自転車置場、ゴミ集積所、植樹等です。

Q12. 給排水設備の調査時に専有部分の配管も一緒に調査を行うが、対象となるか？

A12. 専有部分であっても、配管や配線など共用部分の設備と一体となっており、一度に調査を実施したほうがよいと市が認めたものについては対象となります。
※別途、図面や資料の提出が必要です。

Q13. アンケート調査や住民説明会に関する費用については対象となるか？

A13. アンケート調査や住民説明会など、計画修繕調査、長期修繕計画作成に関する費用は対象となります。計画修繕調査と長期修繕計画作成のためのアンケート調査等を同時に行う場合は、按分するなどして計画修繕調査分と長期修繕計画作成分を算出してください。

Q14. アスベスト調査は対象となるか？

A14. アスベスト調査は対象とはなりません。

Q15. 見積書の項目は計算書（別紙1）の項目に合わせる必要があるか？

A15. 見積書の項目を計算書（別紙1）の項目に合わせる必要はありません。なお、計算書についてはそれぞれの項目の金額を算出のうえ必ず提出してください。

《長期修繕計画の作成》

Q16. 長期修繕計画とは？

A16. 大規模修繕工事の計画的な実施を目的として、将来見込まれる修繕工事及び改修工事の内容、おおよその時期、概算の費用、修繕積立金の額を明確にした計画をいいます。

Q17. 長期修繕計画の改定の場合も補助の対象か？

A17. 改定時も補助の対象となります。ただし、1度補助を受けると5年間は補助は受けられません。

Q18. 長期修繕計画は総会の決議を経たものを提出する必要があるか？

A18. 長期修繕計画の作成前の総会決議（委託に要する費用を支出するための予算決議など）は確認しますが、作成した計画が総会決議で承認を経たものであるかは確認しません。